



独評発第0826041号
平成26年8月26日

独立行政法人労働者健康福祉機構
理事長 武谷 雄二 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 山口 修



独立行政法人労働者健康福祉機構の平成25年度における業務の実績に関する
評価結果並びに中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果の通知
について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第1項の規定に基づく平成25
年度における業務の実績に関する評価並びに同法第34条第1項の規定に基づく中期目
標の期間における業務の実績に関する評価を行ったので、同法第32条第3項の規定に
より、その結果を別添のとおり通知する。

独立行政法人労働者健康福祉機構の 中期目標期間の業務実績の最終評価結果

平成 26 年 8 月 26 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 第2期中期目標期間（平成21年4月～平成26年3月）の業務実績について

（1）評価の視点

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、平成16年4月、特殊法人労働福祉事業団の解散により、独立行政法人として発足した。

本評価は、平成21年2月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標期間（平成21年度～平成25年度）が平成26年3月末に終了したことに伴い、同期間全体の業務実績について評価を行うものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月当委員会決定。平成16年3月30日改定。）等に基づき、各年度の業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会）、「平成24年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成25年12月16日同委員会）等も踏まえ、最終評価を実施した。

（2）第2期中期目標期間の業務実績全般の評価

機構は、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図ること等を通じて、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

この目的を達成するため、具体的には、労災病院等の療養施設、産業保健推進センター（平成26年度からは産業保健総合支援センターに改組）、リハビリテーション施設等の運営により、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供を行うとともに、労災疾病等の研究・開発により得られた予防法・治療法のモデルの労災指定医療機関等への普及を図るほか、未払賃金立替払等の各事業を通じ、国の労働政策と密接に連携した多様な事業を効率的に運営していくことが求められており、これらを内容とする中期目標が定められている。

第2期中期目標期間の業務運営に関しては、勤労者医療の地域支援の推進の分野において、労災病院の患者の紹介率・逆紹介率が一貫して上昇したほか、労災指定医療機関の医師及び産業医等を対象とした症例検討会や講習会を積極的に開催し、多くの参加人数を得たことや、労災疾病等に係る研究・開発の分野では、研究・開発及びその成果の普及を積極的に進め、その中でも、アスベスト関連疾患に係る研究では、国内はもとより国外においても研究成果の普及活動に積極的に尽力し、アジア諸国からも大きな注目を得たことなどは高く評価できる。

また、急性期医療に対応した診療体制の構築や優秀な人材の確保・育成に取り組んだ高度・専門的医療の提供の分野、アスベスト関連疾患に係る診断、治療、相談等の対応や東日本大震災の被災地への全国の労災病院からの医療チームの派遣等に積極的に取り組んだ行政機関等への貢献の分野をはじめ、過労死予防等の推進、医療リハ

ビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営、労災リハビリテーション作業所の運営、産業保健関係者に対する研修・相談及び産業保健に関する情報の提供、未払賃金の立替払等の各分野において、機構に求められる役割を着実に果たしたものと評価できる。

一方で、最終年度である平成 25 年度において、平成 21 年度以来となる経常損失を生じ、繰越欠損金が拡大したことは遺憾であるが、機構本部のガバナンスの下、各病院に対し患者確保や収入確保対策、職員の意識改革等に関し指導を行うなど、平成 25 年度中のそれぞれの時期に取りうる対策を取ったことは一定の評価ができる。

加えて、業務運営の効率化の分野においても、一般管理費及び事業費の節減に積極的に取り組んだ結果、目標を上回る節減を達成したことは評価できる。

以上を踏まえ全体を総括したところ、機構の第 2 期中期目標期間の各種業務運営は、機構の設立目的に沿って適正に行われたものであり、その実績は、全体として中期計画を達成したものと評価できる。

平成 26 年度より開始された第 3 期中期目標期間においては、引き続き労災病院グループが勤労者医療の中核的な医療機関としての使命を果たすため、労災疾病等に係る研究・開発の成果である労災疾病等の診断・治療法等について、地域の医療機関等への積極的な普及活動等をさらに進めることが必要であるとともに、産業保健総合支援センターにおける産業保健関係者への専門的研修や相談業務等とも有機的に連携し、患者や利用者のニーズによりの確に対応できる体制の整備を進めることや、今後、独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合が予定されていることから、同研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築する観点から、組織・業務の在り方について検討を進めることを期待する。

あわせて、メンタルヘルス不調者等の治療と就労の両立支援など、社会的なニーズに的確に対応した取組を更に積極的に進めることを期待する。

また、機構本部のガバナンスの徹底により、損益の改善及び繰越欠損金の解消に向けた業務運営の一層の効率化に取り組むことを強く期待するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえた適正な業務運営を期待する。

なお、第 2 期中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については 2 のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

① 機構の組織運営体制の見直し

機構本部に設置している経営改善推進会議や個別病院協議等による本部の経営

指導・支援体制の強化に取り組むとともに、医師不足への対応や医療材料・医療機器の共同購入等を進めたほか、各労災病院が計画した経営目標の進捗状況について、本部が適宜フォローアップ等を行い、理事長自らが個別に病院長と協議するなど、本部のガバナンスの下、病院と密接に連携し、業務運営の効率化に向けた取組を続けており、第2期中期目標期間を通して着実な成果をあげているものと評価できる。

② 一般管理費、事業費等の効率化

一般管理費（退職手当を除く。）及び事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）の削減については、第2期中期目標期間の最終年度において、平成20年度と比較して、一般管理費については15%程度、事業費については10%程度をそれぞれ削減することとされているが、人件費の削減、随意契約の見直し等による調達コストの削減や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく産業保健推進センターの段階的集約化等に取り組んだ結果、平成25年度においては、平成20年度と比較して、一般管理費は15.2%、事業費は44.2%削減するなど、第2期中期目標期間を通して効率化が図られ、着実に取組が進められたと評価できる。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの総支出に占める運営費交付金の割合は、診療収入の増等による自己収入の確保に努めつつ、事業費等の削減に取り組んだ結果、各年度とも平成20年度の水準（0.6%）を維持し、中期計画に沿った着実な成果を上げたと言える。

（2）国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

機構においては、すべての業務に共通して取り組むべき事項として、勤労者医療の中核的役割、運営の効率化及び経営基盤の確立等のために、バランス・スコアカード（BSC）の手法を用い、利用者の視点、財務の視点、質の向上の視点、効率化の視点に加え、組織の学習と成長の視点から内部業績評価を実施するとともに、学識経験者等の外部有識者による業績評価委員会を年2回開催している。

また、同委員会の評価結果を業務運営に反映させるとともに、毎年度の事業実績等とともにホームページで公表することにより透明性の向上に努めている。

第2期中期目標期間を通して、これらの取組が着実に実施されていることは評価できる。

注）バランス・スコアカード（BSC）…経営マネジメントツールの一つで、達成目標、評価指標及び行動計画等を「利用者の視点」、「財務の視点」、「質の向上の視点」、「効率化の視点」、「組織の学習と成長の視点」の5つの視点から策定したカードのこと。

各業務において取り組むべき事項に関する主な評価は、以下のとおりである。

① 労災疾病等に係る研究開発の推進等

労災疾病等に係る研究・開発については、労災病院グループ全体において、そのスケールメリットも活かしつつ、産業構造等の変化により勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病を含む労災疾病等 13 分野に係る医学研究・開発やその成果の普及を進めている。

研究各分野全般において、労災病院等の臨床データや疾病と職業の関連性に係る情報を基礎として、産業保健関係者とのネットワークも活用しながら、大学等では取り上げられにくい分野においても積極的に特色ある研究に取り組むとともに、第 2 期中期目標期間を通して、目標の 10 倍近くの件数の学会発表など、研究・開発及びその成果の普及のための取組は高く評価できる。

その中でも、アスベスト関連疾患に係る研究では、診断・治療法について国内はもとより国外においても研究成果の普及活動に積極的に尽力し、モンゴル、中国等のアジア諸国からも大きな注目を得たことなどは高く評価できる。

今後は、研究成果のまとめ方をさらに工夫するとともに、その普及について、マスコミの媒体を活用した啓発の強化や国レベルでのよりダイナミックなアクション等を通じ、より一層の取組を期待する。

② 勤労者医療の中核的役割の推進

ア 高度・専門的医療の提供

労災病院の役割については、病院の進歩、発展が求められている状況下において、平成 25 年度においては、地域医療支援病院が 25 施設、地域がん診療連携拠点病院が 11 施設となるなど、地域の中核的医療機関としての体制確立の取組を進めていることや、急性期医療への対応として、7 対 1 看護体制の導入を進めた（平成 25 年度に 24 施設）ことや、救急患者に対し適切な医療を提供できる体制の整備に努めた結果、救急搬送患者数の受入が一貫して増加した（平成 21 年度 67,703 人→平成 25 年度 76,732 人）ことは評価できる。

また、医療の質の向上や安全な医療の推進の面においては、医療の標準化やチーム医療の推進を図るため、平成 25 年度までに 4,397 件のクリニカルパスを作成するとともに、平成 25 年度には D P C 対象病院が 29 施設となったほか、臨床評価指標の充実及び公表に取り組んでおり、さらには労災病院が相互に連携して医療安全をチェックし合う仕組みにより明らかになったリスク要因・改善状況等を全病院で情報共有し医療安全対策に活用していることなどは評価できる。

さらに、優秀な人材の確保・育成に積極的に取り組んでおり、具体的な例としては、労災看護専門学校において、機構独自のカリキュラムとして勤労者医療の教育を実施するなど、労災病院らしさを追求していることなどは評価でき

る。

そのほか、平成 24 年度から労災治験ネットワークの体制の強化に努め、労災病院ネットワークを活かして実施件数が増加（平成 24 年度 488 件→平成 25 年度 530 件）したことは評価できる。

なお、今後においては、それぞれの病院の役割を明確にするため、病院の役割に応じた臨床評価指標の設定など、さらにきめ細かな対応を期待する。

イ 勤労者医療の地域支援

勤労者医療の地域支援については、労災病院の患者の紹介率・逆紹介率が一貫して上昇し、平成 21 年度にはそれぞれ 55.0%、42.2%であったのが平成 25 年度にはそれぞれ 65.3%、53.9%となったほか、労災指定医療機関の医師及び産業医等を対象とした症例検討会や講習会を積極的に開催し、参加人数が合計で 13 万人弱となったことなどは高く評価できる。

また、労災病院に対する紹介元である産業医や労災指定医療機関に対する有用度調査において、「診療や産業医活動を実施する上で有用であった」旨の評価が一貫して上昇しており（平成 21 年度 77.9%→平成 25 年度 80.5%）、労災病院としてのニーズにしっかりと応えていることは評価できる。

ウ 行政機関等への貢献

行政機関等への貢献については、東京電力福島第一原子力発電所における労働者の健康管理等のため、国からの要請に基づき、J ヴィレッジ内の診療所に対して、平成 23 年 5 月から平成 25 年 6 月までの間、全国の労災病院から延べ 119 名の医師を継続的に派遣したほか、福島労災病院にホールボディカウンタを設置し、除染等従事者の内部被ばく線量の測定を実施するなど、東日本大震災への対応に関する貢献は評価できる。

また、アスベスト関連疾患への取組では、各労災病院のアスベスト疾患センター等において、診断、治療、相談等の取組を実施し、健康診断は 86,075 件、相談件数は 47,499 件に達したほか、医師等を対象とした診断技術研修を全国で開催し、診断技術の普及を図るなど、労災病院グループとしての特色ある取組を行ったことは評価できる。

さらに、印刷事業場に係る「胆管がん問題」に関し、全国の産業保健推進センター等に相談窓口を設置するとともに、職業性胆管がんが疑われる労働者に対しては、29 の労災病院で相談・診療が可能な体制を整備したことは、機構ならではのネットワークを活かした取組であり、評価できる。

そのほか、国が設置する審議会や検討会への参加や、労災認定に係る意見書等の作成についても積極的な取組が認められることは評価できる。

エ 過労死予防等の推進

過労死予防等の推進については、勤労者予防医療センター（部）において、過労死予防対策、メンタルヘルス不調予防対策、勤労女性の健康管理対策を行っており、過労死予防対策における勤労者への指導・相談人数、メンタルヘルス不調予防対策における電話・メール相談人数及び講習会の受講者数、勤労女性の健康管理対策における保健師等による生活指導人数のいずれも目標を上回る件数となっているほか、利用者である勤労者の利便性の向上を図るため、時間外や休日の指導・相談や企業への出張による講習会等の実施に積極的に取り組んでおり、様々な形で重要な課題に取り組んでいることは評価できる。

平成 26 年度からは、これまでの予防医療活動に加え、新たに治療と就労の両立支援の取組を開始するため、勤労者予防医療センター（部）は治療就労両立支援センター（部）に改組され、新たに治療就労両立支援モデル事業が実施されているところであり、今後さらなる取組を期待する。

③ 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターでは、重度の障害を受けた方の社会復帰に向けた取組として、重度の障害や併発する疾病に対応するために、複数の診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW（メディカルソーシャルワーカー）などが連携したチーム医療により、患者毎の障害に応じたプログラムの作成・実践等による専門的なリハビリテーションが行われており、その結果として、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの双方において、各年度とも社会復帰率と患者満足度が目標である 80%を超えていることは評価できる。

労災リハビリテーション作業所については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）により、「現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する」こととされており、在所者に対して、社会復帰プログラムの作成、四半期ごとのカウンセリング、就職情報の提供、退所先の確保等の支援を実施した結果、社会復帰率が各年度とも目標を上回ったことは評価できる。

また、閣議決定に従い、作業所の廃止が計画どおりに着実に進められていることは評価できる。

④ 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進

産業保健推進センターにおいては、産業保健関係者に対する専門的研修、専門的相談対応及び情報提供の業務を行っており、平成 22 年度当初には 47 か所あった産業保健推進センターが平成 25 年度当初には 15 か所に集約化された中で、専門的研修の実施件数、専門的相談の対応件数及びホームページのアクセス件数のいずれについても、中期計画の目標数値を上回っていると同時に、メールマガジンの延べ配

信件数についても 200 万件に達したことは評価できる。

また、専門的研修及び専門的相談の受講者、相談者に対するアンケートにおいては、「有用であった」旨の評価が各年度とも 90%を超えており（目標：80%以上）、産業保健の推進のための着実な取組がなされていることは評価できる。

なお、平成 22 年度に廃止（経過措置として平成 24 年度末まで支給業務を実施）とされた小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業については、ホームページやメールマガジン等を活用し、産業保健関係者等に対し、廃止について広く周知を行うなど、廃止に向けて混乱のないよう適切に対応したと評価できる。

⑤ 未払賃金の立替払事業

未払賃金の立替払事業については、請求書の受付日から支払日までの期間の短縮に取り組み、平成 21 年度には 23.3 日であったのが平成 25 年度には過去最短の 15.1 日となったほか、破産した企業（民事再生等を含む。）に対する求償（労働者から代位取得した賃金請求権に基づくもの）についても、累積回収率が平成 25 年度には過去最高の 25.2%となっており、勤労者の生活にとって極めて重要な本事業について、中期目標期間を通して大きな実績を上げたことは評価できる。

また、立替払のさらなる迅速化のために、全国の裁判所への制度の説明や、全国の弁護士会での研修会の実施等の取組を積極的に行ったことは評価できる。

⑥ 納骨堂の運營業務

産業殉職者合祀慰霊式においては、参列遺族等に対するアンケート結果（要望）をもとに、高齢者・障がい者等に配慮するために、平成 21 年度からは最寄り駅と会場間の送迎用バスの運行を、平成 22 年度からは管理事務所から納骨堂までのキャリーカートの運行を行うとともに、平成 25 年度からは新たに式典前の休憩場所を設置したほか、式典時、後方の席であっても慰霊式の進行内容が見えるように平成 23 年度からは TV モニターを設置するなど、参列遺族等のニーズに的確に対応した取組は評価できる。

また、これらの取組の結果、各年度とも、満足度調査に係る目標を達成していることは評価できる。

（3）財務内容の改善等について

① 財務状況について

機構の財務状況については、機構本部が全ての労災病院に対して収入確保対策の助言・指導等を行い、医療連携強化、上位施設基準の取得等により診療収入の確保に努めるとともに、計画的な医療機器の整備、後発医薬品の採用拡大、薬品・診療材料費単価の削減等により費用の削減に努めた結果、平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において、労災病院事業に係る経常損益の黒字を確保したことは評価できる。

一方で、平成 25 年度においては、上位施設基準の取得等により診療単価は増となったものの、長期入院患者の退院の促進等により患者数が減となったことにより、経常収益は微増に止まり、経常費用の増加を賄うには至らなかった。この結果、労災病院事業に係る経常損益が約 25 億円の損失、当期損益が約 40 億円の損失となり、平成 21 年度以来となる経常損失を生じるとともに、繰越欠損金が増加したことは遺憾である。

機構が果たすべきミッションを考慮しつつ、徹底した経営改善により損益の改善を図るとともに、厚生年金基金の見直しによる退職給付費用の削減等、損益の改善及び繰越欠損金の解消に向けた今後の取組を強く期待する。

② 人事、施設・整備に関する計画

運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、「業務の簡素化、効率化等により、その職員数の抑制を図る」という中期計画に基づき、平成 21 年度には 720 人であったものが平成 25 年度には 628 人となっており、第 2 期中期目標期間を通して効率的な人事・施設運営に取り組んでいることは評価できる。

また、労災病院の自己収入に基づく自前財源により、施設の老朽化の状況等を十分に勘案した上で、各労災病院の計画的な施設整備を行っており、効果的かつ効率的に勤労者医療の中核的役割を担うための取組を進めているものと評価できる。